

美浜町 20歳のつどい



令和8年20歳のつどい対象者

年代 ▶ 平成17年度生まれ

該当者数 ▶ 67人

1

1月11日に、令和8年美浜町

20歳のつどいがなびあすで

執り行されました。

今回20歳を迎えたのは、平成17

年4月2日から平成18年4月1日

までに生まれた67人の方々です。

20歳のつどいには、色鮮やかな

振袖や新しいスーツ等を着た若者

たち52人が参加し、厳粛な雰囲気

の中で式典が行われました。

式典では、戸嶋町長をはじめ来賓

の方々から20歳を迎えた皆さんへお

祝いの言葉が贈られ、その後、出席

者を代表して20歳のつどい実行委

員会委員長の満田真央さん(佐田)

が「社会の一員としての自覚と責任、

美浜町民としての誇りを持ち、育て

ていただいた両親や家族、ふるさと

美浜への感謝を忘れることなく、そ

れぞれの目標に向かつて精進してい

きます」と答辭を述べました。

式典後には、出席者に美浜の良さ

を再確認してもらうこと等を目的

とした「ええどこやろ美浜PPM

(※)」や20歳のつどい実行委員会主

催のレセプションが行われ、出席者は

美浜の良さを再認識したり、小・中

学校時代の恩師や旧友たちと近況

報告等をしたりして、楽しいひと時

を過ごしていました。(関連第27頁)

*町職員が町の魅力や取り組みをピンポイントメッセージとして伝える取り組み

わたしの夢、語ります

奥村 望生さん 美浜西小学校 6年(日向)

お客様を笑顔に

私の将来の夢は、美容師です。理由は、美容師の方はお客様のリクエストを細かく聞いて理想のヘアスタイルにしてくれるし、人を笑顔にできる仕事だからです。

美容師になりたいと思うようになったのは、小学3年生の頃からで、美容師の人が私の話を真剣に聞いてくれて希望どおりのヘアスタイルにしてくれたのが嬉しかったです。私もお客様の希望どおりのヘアスタイルにできる美容師になりたいと思いました。

今は、自分の前髪を切ったり動画を見ながらいろんなヘアアレンジを練習しています。これからもたくさんカットやヘアアレンジの練習をして、将来、希望している以上のヘアスタイルに仕上げて、お客様を笑顔にできる美容師になりたいです。



CONTENTS 目次 広報みはま2026年2月号

- 2 わたしの夢、語ります／表紙の写真／目次
- 3 美浜町20歳のつどい
- 6 令和8年4月から旧簡易水道区域の水道料金体系が変わります
- 7 所得税の確定申告は2月16日から3月16日まで
- 8 住民税(町県民税)の申告は2月16日から3月16日まで
- 10 まちウォッキング
美浜消防団出初式／美浜町新春のつどい 他
- 12 美浜町人事行政の運営等の状況を公表します
- 15 まちのニュース
町が国土交通大臣表彰を受賞／山本美智子氏 厚生労働大臣表彰を受賞
- 16 みはまのまなび通信 Vol.8
- 17 美浜発電所の状況について
- 18 情報BOX
美浜町議会議員選挙／政府の物価高対応子育て応援手当のご案内 他
- 24 すこやか放送局
- 25 ふるさと昔よもやま話165／文芸欄
- 26 ハートフル広場
はじめてバースデー／町人さん／慶弔／人口の動き／広報クイズ
- 28 くらしのカレンダー

- 表紙の写真 -



20歳のつどい実行委員会の皆さんです。

実行委員会の皆さんには、20歳のつどいに向けて数ヶ月前からさまざまな企画や準備を計画的に行い、当日は、受付やレセプションの運営等、幅広く活躍されました。

<後列左から>

大同 叶真さん(木野) 澤山 たくみ 巧さん(佐田)
金谷 拓海さん(日向) 岩井 海星さん(山上)

<前列左から>

石川 華さん(佐田) 高木 ゆうか 優花さん(佐柿)
満田 真央さん(佐田) 八木 瑞季さん(郷市)



美浜町 20歳のつどい 新たな門出 笑顔晴れやかに

Special Photo of Being 20



令和8年 美浜町
20歳のつどい

二十歳の想い

周りの人の見本となる大人になって、大好きな美浜に戻ってきます!

妊娠さんに寄り添い、たくさんの人から信頼される助産師になりたい!

お父さん、お母さん。20年間育ててくれてありがとうございます!尊敬される大人になります!

お客様の楽しい時間を作れる美容師になって、いつかヘアショーに出たい!

育ててくれてありがとうございます!たくさんの人から頼りにされる大人になります!

JR敦賀駅で働いています。皆から憧れる電車の運転士になれるよう頑張ります!

栄養士として保育園で働くので、子どもたちの成長を支えられるように頑張ります!

伊藤 このはさん(山上)

古澤 瑞穂さん(佐柿)

高木 優花さん(佐柿)

岩井 海星さん(山上)

寺川 敏十さん(早瀬)

乙見 虹さん(北田)

金谷 拓海さん(日向)

所得税の確定申告は

2月16日(月)～3月16日(月)まで

■お問い合わせ先 敦賀税務署 ☎ 22-1010



国税庁LINE公式アカウントの友だち登録はこちから

※申告会場への入場には、「入場整理券」が必要となりますので、国税庁LINE公式アカウントでのオンライン事前予約をご利用ください。会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠に限りがあります。

申告会場の受付時間	
開設期間	受付時間
2月16日～2月27日 (土、日、祝日除く)	午前9時～午後0時30分
3月2日～3月16日 (土、日、祝日除く)	午前9時～午後4時

申告相談の受付期間は、2月16日から3月16日の平日のみとなります。受付時間は、次のとおりです。受付時間が、次とのどおりです。

敦賀税務署の申告会場の受付時間が変わります



マイナポータル連携の詳細はこちから



スマホを利用した申告はこちから

マイナポータル連携をすることができます。

マイナポータル連携をする

と、控除証明書等のデータを自動入力することができます。

マイナポータル連携をするこ

とができます。

マイナポータル連携をする

と、控除証明書等のデータを

自動入力することができます。

マイナポータル連携をするこ

とができます。

マイナポータル連携をする

と、控除証明書等のデータを

申告受付は事前予約制です

町では、申告会場の混雑緩和や待ち時間短縮を図るため、申告受付を事前予約制で行います。下記の方法により、事前予約の上、ご来庁ください。
皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

■事前予約方法

インターネット予約

予約ページのURL及び二次元コードについては、2月上旬ごろに町ホームページや行政チャンネル、チラシ等でお知らせします。

予約受付日時 2月10日(火)午前9時から3月16日(月)午後3時

※24時間予約可能です。予約ページへアクセスし、日時の指定、必要項目の入力を行ってください。



電話予約 町税務課 32-6702

期間中、どの日時でもご予約できますが、予約状況によってはご希望に添えない場合があります。

予約受付日時 2月10日(火)から3月16日(月)

※午前8時30分から午後5時(土、日、祝日を除く)



■申告受付時間

午前の部		午後の部		延長受付 (火曜日、金曜日のみ)	
1	午前 9 時～	7	午後 1 時～	13	午後 5 時～
2	午前 9 時 30 分～	8	午後 1 時 30 分～	14	午後 5 時 30 分～
3	午前 10 時～	9	午後 2 時～	15	午後 6 時～
4	午前 10 時 30 分～	10	午後 2 時 30 分～	16	午後 6 時 30 分～
5	午前 11 時～	11	午後 3 時～		
6	午前 11 時 30 分～	12	午後 3 時 30 分～		



1枠30分で1人の申告を受け付けています。2人以上の申告をご希望の場合は、必ず人数分のご予約をお願いします。

例)夫婦2人がそれぞれ申告する場合、2人分(連続する2枠の合計1時間)を予約

住民税(町県民税)の申告は

2月16日(月)～3月16日(月)まで

■お問い合わせ先 町税務課(担当・藤田) 32-6702

町では、2月16日から令和8年度住民税(町県民税)の申告受付を始めます。
必要な方は、期間中に必ず申告を行ってください。

確定申告及び 住民税(町県民税)申告受付

受付事前予約制について

申告会場の混雑緩和、待ち時間短縮を図るために、申告受付を事前予約制で行います。

インターネット及び電話にて事前予約を受け付けますので、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。
詳細は、次ページをご覧ください。

延長受付について

申告受付の時間内にお越し難いことが困難な場合は、延長受付をご活用ください。
●延長受付日 期間中の火曜日、金曜日
午後 5 時～7 時
※受付は午後 6 時 30 分まで

●延長受付時間 午後 5 時～7 時
午後 5 時～7 時
※受付は午後 6 時 30 分まで

- マイナンバーカード(カードを持っていない方は、通知書と運転免許証等の身分証明書)
- 令和7年分源泉徴収票(給与、年金)
- 収支内訳書、必要経費の領収書(営業等、農業、不動産)
- 社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書
- 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払証明書
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(領収書等明細の分かるもの)、医療費通知書
- 「医療費通知書」を添付する場合は「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができます、医療費の領収書保存も不要となります。
- 寄附金控除を受ける方は、寄附金受領証明書
- 町役場、敦賀税務署から申告案内の送付があつた方は、送付された書類
- 利用者識別番号をお持ちの方は、番号が分かるもの

町役場で受付できない申告

町役場の申告会場では、所得税の確定申告も受け付けていますが、次に係るものについては、敦賀税務署での申告となります。

※様式は町ホームページからダウンロードできます。

●初年度の住宅借入金等特別控除

●損益通算、繰越控除

●土地、建物等の譲渡所得(公共事業によるものを除く)

●株式等の譲渡所得

●事業所得の青色申告

申告に必要なもの

- 営業所得や農業所得のある方は、収入金額及び経費等をまとめて、収支内訳書を作成してください。

●医療費控除を受ける方は、令和7年中に支払った医療費等をまとめて、医療費控除の明細書を作成してください。

●医療費控除の明細書を作成してください。

●医療費控除を受ける方は、令和7年中に支払った医療費等をまとめて、医療費控除の明細書を作成してください。

申告での注意点

次に該当する方は、あらかじめ書類をご準備の上、申告をお願いします。

●営業所得や農業所得のある方は、収入金額及び経費等をまとめて、収支内訳書を作成してください。

●医療費控除を受ける方は、令和7年中に支払った医療費等をまとめて、医療費控除の明細書を作成してください。

●医療費控除を受ける方は、令和7年中に支払った医療費等をまとめて、医療費控除の明細書を作成してください。